

# 工事履行実績の確認運用基準

## (目的)

この運用基準は、競争入札の意義を保ちつつ、適正な地元業者の育成と工事品質の確保に努めるため、工事履行実績の確認審査基準を規定するものである。

## 1. 実績の確認

- ① 官公庁発注工事の元請実績については、コリングスの工事カルテ又は請負契約書の写しにより行う。工種内容の判断が難しい場合には、設計図書等の写しの提出を求め行う。  
注) 官公庁とは、国、地方公共団体及びこれらが資本金の 2 分の 1 以上出資している法人並びに国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社をいう。
- ② 下請実績の確認は、下請契約書又は請書（注文書）の写しにより行う。工種内容の判断が難しい場合には、設計図書等の写しの提出を求め行う。(1 次・2 次下請は問わない。)  
なお、施工内容が明確に判断できない場合は、元請負者の証明を取るものとする。
- ③ 履行実績は原則として、発注年度及び過去 15 年度において完成したものであること。
- ④ 審査会決定案件については、それによるものとする。
- ⑤ JV 参加による実績確認は、代表者・構成員いずれかの実績により行う。

## 2. 同種工事の判断

同種工事の確認は、建設業法における 29 業種で判断することを原則とするが、次の工事については、別に判断する。

- ① 下水道推進工事=下水道推進工事
- ② 給水工事=水道管布設工事
- ③ 林道開設・復旧工事=林道開設・復旧工事、道路改良工事又は地すべり・砂防工事
- ④ 審査会決定案件については、それによるものとする。

## 3. 規模の判断

- ① 発注案件における設計金額の 50% を下限に、履行実績の契約金額で判断する。また、JV 履行実績の確認は、出資割合を契約金額に乗じて、規模の判断とする。
- ② 審査会決定案件については、それによるものとする。

## 4. 適用時期

この運用基準は、平成 31 年 4 月 1 日以降に発注する工事について適用する。